産業廃棄物処理施設の構造に関する基準

平成３年７月31日制定
平成５年４月１日一部改正
平成６年10月１日一部改正
平成10年６月17日一部改正
平成25年３月29日一部改正
平成25年６月１日一部改正
平成28年３月15日一部改正
平成28年９月15日一部改正

第１　趣旨

この基準は、「新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第７の規定により、産業廃棄物処理施設の構造に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第２に定めるところによるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第１号。以下「最終処分基準省令」という。）の例によるものとする。

第３　準用基準等

産業廃棄物処理施設の設計及び施工に当たっては、次の基準等によるものとする。

⑴　「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（社団法人全国都市清掃会議）」
⑵　「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（社団法人全国都市清掃会議）」
⑶　「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領　（社団法人全国都市清掃会議）」
⑷　その他関連構造設計基準及び構造令等

第４　中間処理施設

１　共通基準

⑴　囲い等

ア　中間処理施設に係る敷地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

イ　出入口は、施錠できる構造を有すること。

⑵　表示等

ア　入口の見やすい箇所に様式１により、産業廃棄物の中間処理施設であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

⑶　構造耐力

自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全である

こと。（規則第12条第１号）

⑷　処理能力

中間処理施設は、計画産業廃棄物を処理する処理能力を有すること。

⑸　腐食防止

産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。（規則第12条第３号）

⑹　飛散及び流出防止並びに悪臭防止

ア　産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。（規則第12条第４号）

イ　産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために施設の種類及び構造に応じ、必要な部分に覆いをし、主要な施設を屋内に設置し、又は脱臭装置が設けられていること。

⑺　騒音及び振動の発生防止

著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。（規則第12条第５号）

⑻　粉じんの発生防止

中間処理等に当たって粉じんが発生する場合には、集じん機、散水設備等の粉じん防止設備が設けられていること。

⑼　排水処理設備

ア　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。（規則第12条第６号）

イ　施設から排水を公共用水域等に放流する場合は、その水質を別表－１に定める放流水の排水基準（以下「放流水排水基準」という。）に適合させることができる排水処理設備が設けられていること。なお、排水の地下浸透は行ってはならないこと。

ウ　施設から排水を公共用水域等に放流する場合は、放流先まで地下に浸透しない構造の水路であること。

エ　排水処理設備が中間処理施設以外の場所に設けられている場合には、処理する排水を確実に当該排水処理設備に輸送できる設備等が設けられていること。

⑽　受入設備、貯留設備及び保管設備

ア　産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。（規則第12条第７号）

イ　がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類及び金属くずの５種類以外の産業廃棄物の受入設備等は、産業廃棄物及び産業廃棄物に接触した汚水が地下に浸透しない構造であること。

ウ　受入設備、貯留設備又は保管設備は、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しない構造であること。

エ　産業廃棄物の処理に支障が生じないよう分別保管できる構造であること。

⑾　雨水等の流入防止

施設内に外部から雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられて

いること。

⑿　排ガス対策

焼却施設については、排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排ガス処理設備が設けられているとともに、煙突等に測定口が設けられていること。

⒀　消火設備

可燃性の産業廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備が設けられていること。

⒁　管理事務所

中間処理施設の管理を行うために必要な管理事務所が設置されていること。

２　個別基準

⑴　汚泥の脱水施設

ア　施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。（規則第12条の２第２項）

イ　汚泥の性状の変化に対応して運転できる構造であること。

⑵　汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。（規則第12条の２第３項）

⑶　汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設）

ア　天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。

イ　天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。（規則第12条の２第４項）

ウ　降雨等により汚泥が流出しない構造であること。

⑷　汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物並びにその他の産業廃棄物の焼却施設（⑸に掲げるものを除く。）

ア　法第15条の３の３第１項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあっては、外気と遮断された状態で産業廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に産業廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、ガス化燃焼方式により産業廃棄物を焼却する焼却施設又は１時間当たりの処理能力が２トン未満の焼却施設にあっては、この限りでない。

イ　次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

(ｱ) 燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては、1,100℃）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。

(ｲ) 燃焼ガスが、800℃（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては、1,100℃）以上の温度を保

ちつつ、２秒以上滞留できるものであること。

(ｳ) 外気と遮断されたものであること。

(ｴ) 燃焼ガスの温度を速やかに(ｱ)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(ｵ) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。

ウ　燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

エ　集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。

オ　集じん器に流入する燃焼ガスの温度（エのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

カ　焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。

キ　焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ク　ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。

ケ　次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。

(ｱ) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。

(ｲ) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては､次の要件を備えていること。

ａ　ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。

ｂ　溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。

(ｳ) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては､次の要件を備えていること。

ａ　焼成炉中の温度が1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。

ｂ　焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ｃ　焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。

(ｴ) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。

コ　廃油の焼却施設及び廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

（規則第12条の２第５項（第４条第１項第７号））

サ　安定した運転を行うために必要な計測制御装置、異常警報装置等が設けられていること。

シ　廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設においては、適正な運転管理を行うため、O_2連続分析計及び記録計が設けられていること。

⑸　汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設（以下「電気炉等を用いた焼却施設」という。）に限る。）

ア　ガス化改質方式の焼却施設にあっては、⑷ク及びケの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(ｱ) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。

a　ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。

b　外気と遮断されたものであること。

(ｲ) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。

a　産業廃棄物のガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。

b　外気と遮断されたものであること。

c　爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(ｳ) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｴ) 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。

(ｵ) 除去設備に流入する改質ガスの温度（(ｴ)のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｶ) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。

イ　電気炉等を用いた焼却施設にあっては、⑷カ及びケの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(ｱ) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用

いた焼却施設にあっては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあっては焼鉱とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。

(ｲ) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。

(ｳ) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。

(ｴ) 集じん器に流入するガスの温度（(ｵ)のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｵ) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。

（規則第12条の２第６項（第４条第１項第８号））

⑹ 廃油の油水分離施設

ア 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。

イ 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。（規則第12条の２第７項）

ウ 流出防止堤の容量、高さその他については、危険物の規制に関する規則等によること。

エ 揮発性の廃油の受入及び貯留に当たっては、油の発散を防止するために必要な設備が設けられていること。

⑺ 廃酸又は廃アルカリの中和施設

ア 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

イ 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。

（規則第12条の２第８項）

ウ 廃酸、廃アルカリ及び薬剤の流出を防止するために必要な流出防止堤等の設備が設けられていること。

エ 中和反応に伴い発生するガスにより、周囲の生活環境が損なわれるおそれがある場合には、ガス吸収装置等が設けられていること。

⑻ 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設

ア 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

イ 破砕した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次によること。

(ｱ) 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設

備が設けられていること。

(ｲ) 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。

(ｳ) 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。

a　圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。

b　冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

c　冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

(ｴ) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

a　常時換気することができる構造であること。

b　散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

(ｵ) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（(ｷ)に掲げる場合を除く。）にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

a　保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

b　異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

(ｶ) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が７日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の１日当たりの処理能力に相当する数量に７を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

a　圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。

b　保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。

(ｷ) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が７日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の１日当たりの処理能力に相当する数量に７を乗じて得られる数量を超えるときは、(ｴ)の規定にか

かわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

a　圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。

b　圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。

c　保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

d　異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

（規則第12条の２第９項）

ウ　廃プラスチック類の破砕施設は、原則として建屋内に設置されていること。

⑼　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）別表第３の３に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

ア　施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

イ　汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていること。

（規則第12条の２第10項）

ウ　施設から発生する水は、原則として循環又は再利用し、外部に放流及び流出しない構造とすること。

⑽　水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

ア　施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

イ　施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

ウ　次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。

(ｱ)　ばい焼温度がおおむね600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。

(ｲ)　ばい焼温度を速やかに600℃以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。

エ　ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。

（規則第12条の２第11項）

オ　ばい焼炉には、熱電対温度計等の温度測定装置及び記録計、安定した運転を行うために必要な計測制御装置及び異常警報装置等が設けられていること。また、炉圧を負担にして運転できる構造であること。

⑾　汚泥、廃酸、又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

ア　施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

イ　高温熱分解方式の施設にあっては、施設の煙突から排出されるガスにより、生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられているほか次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。

(ｱ) 分解室の出口における炉温がおおむね900℃以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。

(ｲ) 分解室の出口における炉温を速やかに900℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(ｳ) 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。

（規則第12条の２第12項第１号）

エ　高温熱分解方式の施設にあっては、熱電対温度計等の温度測定装置及び記録計、安定した運転を行うために必要な計測制御装置及び異常警報装置等が設けられていること。また、炉圧を負圧にして運転できる構造であること。

オ　酸化分解方式の施設にあっては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。（規則第12条の２第12項第２号）

カ　酸化分解方式の施設の反応槽は、シアン化合物を十分分解できる滞留時間を保てる容量とし、水素イオン濃度測定装置等が設けられていること。

⑿　廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

ア　外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあっては、この限りでない。

イ　次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。

(ｱ) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を1,500℃以上の状態で溶融することができるものであること。

(ｲ) (ｱ)の温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

(ｳ) 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。

ウ　溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

エ　排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。

オ　溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

カ　溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破砕を行う場合にあって

は、次の要件を備えた破砕設備が設けられていること。

(ｱ) 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

(ｲ) 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破砕設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。

(ｳ) 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。（規則第12条の２第13項）

⒀ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」という。）を除く。）

ア　事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

イ　処理しようとする廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

ウ　脱塩素化分解方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a　廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

b　反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｲ) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。

エ　水熱酸化分解方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a　高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

b　反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

c　反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｲ) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び酸化剤等の供給量を調節するための設備が設けられていること。

(ｳ) 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分解する設備が設けられていること。

オ　還元熱化学分解方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

(ｲ) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a　高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

b　廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。

c　外気と遮断されたものであること。

d　反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。

e　爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

f　反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｳ) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

a　反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

b　除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｴ) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

(ｵ) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

カ　光分解方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a　廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

b　光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。

c　反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｲ) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。

(ｳ) 次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備に限る。）が設けられていること。ただし、反応終了後の混合物をポリ塩化ビフェニル処理物として処理する場合は、この限りでない。

a　当該混合物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

b　反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

c　当該処理設備が生物分解設備の場合にあっては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。

キ　プラズマ分解方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

(ｲ) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a　高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

b　廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。

c　プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。

d　外気と遮断されたものであること。

e　プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。

f　反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。

g　プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

h　爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(ｳ) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

a　反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

b　除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｴ) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

(ｵ) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

（規則第12条の２第14項）

⑭　廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）

ア　事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

イ　処理しようとするポリ塩化ビフェニル汚染物及び当該処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

ウ　水熱酸化分解方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

a　ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。

b　ポリ塩化ビフェニル汚染物及び酸化剤等の供給量を調節することができるものであること。

(ｲ) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a　高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

b　反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

c　反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｳ) 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。

エ　還元熱化学分解方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。

(ｲ) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a　高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

b　ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。

c　外気と遮断されたものであること。

d　反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。

e　爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

f　反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｳ) 次の要件を備えた除去装置が設けられていること。

a　反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

b　除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｴ) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

(ｵ) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

オ　機械化学分解方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

a　ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。

b　ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。

(ｲ) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a　高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

b　ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。

c　外気と遮断されたものであること。

d　爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

e　反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｳ) 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。

(ｴ) 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

(ｵ) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

カ　溶融分解方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

a　ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。

b　ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。

(ｲ) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a　高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

b　ポリ塩化ビフェニル汚染物の溶融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。

c　外気と遮断されたものであること。

d　爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

e　反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｳ) 次の要件を備えた除去装置が設けられていること。

a　反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

b　除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

c　除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録する

ための装置が設けられていること。

(ｴ) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

(ｵ) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

（規則第12条の２第15項）

⑮ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

ア 事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又はポリ塩化ビフェニルの回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸又は廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

イ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴って生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

ウ 分離方式の施設にあっては、次によること。

(ｱ) 次の要件を備えた分離設備が設けられていること。

a 分離設備内をポリ塩化ビフェニルの分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

b 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ｲ) 次の要件を備えた回収設備が設けられていること。

a 回収設備内を分離されたポリ塩化ビフェニルの回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。

b 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

c 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。

(ｳ) ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後に生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防ぎながら排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備が設けられていること。

（規則第12条の２第16項）

⑯ (1)から⑮までに掲げる施設に類似する施設は、当該施設に類似する(1)から⑮までに掲げる施設に係る個別基準の例による。

第５ 最終処分場

１ 最終処分場の種類

最終処分場は、埋立処分する産業廃棄物の種類により、次の３種類に分類するものとする。

(1) 令第６条第１項第３号ハ(1)から(5)まで及び第６条の５第１項第３号イ(1)から(6)まで

に掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）

⑵　令第６条第１項第３号イ⑴から⑹までに掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の埋立処分の用に供される最終処分場（以下「安定型最終処分場」という。）

⑶　⑴及び⑵に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）

２　共通基準

最終処分場に係る構造の共通基準は、次のとおりとする。

⑴　囲い等

ア　埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い（管理型最終処分場で維持管理基準第４の４⑭の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合において、又は安定型最終処分場で維持管理基準第４の５⑽の規定により閉鎖された埋立地については、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備）が設けられていること。

（最終処分基準省令第２条第１項第２号イ、第３号イ、第４号（第１条第１項第１号））

イ　出入口は、施錠できる構造を有すること。

⑵　表示等

入口の見やすい箇所に、様式２により産業廃棄物の最終処分場（遮断型最終処分場のうち、施行令６条の５第１項第３号イ⑴から⑹までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されるものにあっては有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されないものにあっては有害な産業廃棄物の最終処分場）であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

（最終処分基準省令第２条第１項第１号）

⑶　地滑り防止工、沈下防止工

地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。

（最終処分基準省令第２条第１項(第１条第１項第３号)）

⑷　保安距離

処分場境界より内側に十分な保安距離が保たれていること。

⑸　地下水の水質監視用井戸

ア　地下水の状況を監視するため、水質監視用井戸を地下水の上流、下流に各々１か所以上設置すること。

イ　水質監視用井戸は管径100㎜以上とし、また、設置深さは第一帯水層までとし、第一帯水層にストレーナーが設けられていること。

⑹　隣接地の雨水等の処理

最終処分場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる構造と規模の設備が設けられていること。

⑺　基準高の設定

ア　計画地周辺に、基準高を４か所以上設定し、埋立地の築造、産業廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が常に判別できるようにすること。

イ　基準高の設定は、沈下等変位のない構造又は位置とすること。

⑻　最終処分場を表示する区域杭

ア　最終処分場の区域を明確にするため、原則として、すべての変化点に区域杭を設置すること。

イ　区域杭の規格は、コンクリート境界標杭（90㎜×90㎜×600㎜）とし、頭頂部100㎜の部分を黄色着色すること。

⑼　覆土用砂の保管設備

覆土を行うのに十分な覆土用砂を保管できる設備が設けられていること。

⑽　消火設備

可燃性の産業廃棄物を処分する場合は、消火器、消火用ポンプ及び貯水槽その他の適切な消火設備が設けられていること。

⑾　洗車設備

運搬車輌のタイヤ等に付着した廃棄物及び泥等を洗い落とすことができる設備が設けられていること。

⑿　計測設備

搬入された産業廃棄物の重量を計測・記録するために、原則として埋立地入口にトラックスケール等の計測設備が設けられていること。ただし、計測された産業廃棄物のみが搬入される場合は、この限りではない。

⒀　管理事務所

最終処分場の管理を行うために必要な管理事務所が設置されていること。

３　遮断型最終処分場の個別基準

⑴　上屋

埋め立てた産業廃棄物の飛散及び雨水の流入防止のための上屋が設けられていること。

⑵　外周仕切設備

埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切設備が設けられていること。

ア　日本工業規格Ａ1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が１㎟につき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35㎝以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

イ　自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ　埋め立てた産業廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

エ　地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられ

ていること。
オ　目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。
（最終処分基準省令第２条第１項第２号ロ）

⑶　内部仕切設備

面積が50㎡を超え、又は埋立容量が250㎥を超える埋立地は、⑵アからエまでに掲げる要件を備えた内部仕切設備により、１区画の面積がおおむね50㎡を超え、又は１区画の埋立容量がおおむね250㎥を超えないように区画すること。
（最終処分基準省令第２条第１項第２号ハ）

⑷　開渠その他の設備

ア　埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下⑷、４⑶、４⑸、４⑹及び４⑺において同じ。）の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。
（最終処分基準省令第２条第１項第２号（第１条第１項第６号））

イ　開渠その他の設備の断面等は、原則として次式により算定し、必要に応じ、流量調整池が設けられていること。

(ｱ) 雨水流出量の算定

Ｑ＝１／ 360・Ｃ・Ｉ・Ａ

Ｑ：雨水流出量（㎥／sec ）

Ｃ：地形、地表面の状態等による流出係数

Ｉ：降雨強度（㎜／ｈ）

Ａ：流域面積（ha）

※Ｉ＝10年確率の降雨強度とする。

(ｲ) 断面等の決定

Ｑ＝Ａ・Ｖ

Ｑ：流量（㎥／sec ）

Ａ：流水部の断面積（㎡）

Ｖ：平均流速（ｍ／sec ）

なお、$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$

ｎ：粗度係数

Ｒ：径深（Ａ／Ｐ）

Ｐ：潤辺長（ｍ）

ｉ：動水勾配

(ｳ) 設計勾配

設計勾配は、水路の洗堀、土砂の堆積等の防止に十分配慮すること。

ウ　開渠等の流末には、沈砂池が設けられていること。

４　管理型最終処分場の個別基準

⑴　擁壁等

埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であって、

次の要件を備えたもの（以下「擁壁等」という。）が設けられていること。

ア　自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。
イ　埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
（最終処分基準省令第２条第１項第４号(第１条第１項第４号)）

ウ　擁壁等の設計については、次の検討を行うこと。
(ｱ)　滑動に対する安定
(ｲ)　転倒に対する安定
(ｳ)　基礎地盤の支持力に対する安定
(ｴ)　背面盛土及び基礎地盤を含む全体としての安定
(ｵ)　常時及び地震時における安定

エ　擁壁等に対する転倒モーメントが安定モーメントを超えないこと。

オ　擁壁等に作用する土圧の水平成分による水平方向のすべりに対して安全であること。この際、安全率は、常時１．５以上、地震時１．２以上とすること。

カ　擁壁等の基礎は、不等沈下又は傾斜を起こさず、かつ、接地圧が地盤の許容支持力を超えないこと。

キ　雨水その他の地表水を排水する排水設備が設けられていること。

⑵　崩壊防止

ア　盛土

(ｱ) 盛土のり面の勾配は、盛土材料の土質試験等の結果を基に円弧すべり等の安定計算を行うこと。

(ｲ) 盛土のり面の勾配は、原則として１：２より緩やかなものにすること。

(ｳ) 高さ５ｍ以上の盛土斜面が生ずる場合は、５ｍごとに幅２ｍ以上の小段を設けること。

(ｴ) 盛土部は、地山の伐採、除根をすべて行い、現地盤と盛土の密着を図ること。

(ｵ) 地山が斜面の場合は、段切を施し、盛土施工に当たっては、直高30㎝ごとに十分な敷ならし締め固めを行うこと。

(ｶ) 土えん堤の場合は、堤頂幅は３ｍ以上とすること。

(ｷ) 小段ののり尻には、Ｕ字溝等の表面排水設備を設けること。

(ｸ) 埋立地以外の盛土箇所には、植生工等によりのり面の崩壊防止工、保護工を施すこと。

イ　切土

(ｱ) 切土のり面の勾配は、別表－２の基準を基に決定すること。

(ｲ) 高さ５ｍ以上の切土斜面が生ずる場合は、５ｍごとに幅１．５ｍ以上の小段を設けること。

(ｳ) 切土のり面の雨水等による浸食を防止するため、速やかに遮水工を施工すること。長期間にわたり、切土のり面が地表面となる場合は、植生工等によりのり面の崩壊防止工、保護工を施すとともにＵ字溝等の表面排水設備を設けること。

(ｴ) 切土のり面に崩壊のおそれがある場合は、事前に十分な保護対策を講ずること。

⑶　遮水工

埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。

ア　埋立地（地下の全面に厚さが５ｍ以上であり、かつ、透水係数が毎秒100nm（岩盤にあっては、ルジオン値が１）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性地層」という。）があるものを除く。以下アにおいて同じ。）には、産業廃棄物の投入のための開口部及び⑸に規定する保有水等集排水設備の部分を除き、産業廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止するため、次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。ただし、埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性地層がある部分については、この限りでない。

(ｱ) 次のいずれかの要件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層を有すること。ただし、遮水層が敷設される地盤（以下「基礎地盤」という。）のうち、そのこう配が50％以上であって、かつ、その高さが保有水等の水位が達するおそれがある高さを超える部分については、当該基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート（以下「遮水シート」という。）若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設した場合においては、この限りでない。

ａ　厚さが50㎝以上であり、かつ、透水係数が毎秒10nm以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されていること。

ｂ　厚さが５㎝以上であり、かつ、透水係数が毎秒１nm以下であるアスファルト、コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。

ｃ　不織布その他の物（二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。）の表面に二重の遮水シート（当該遮水シートの間に、埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。）が敷設されていること。

(ｲ) 基礎地盤は、埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であること。

(ｳ) 遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するために必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、この限りでない。

（最終処分基準省令第２条第１項第４号(第１条第１項第５号イ)）

(ｴ) 表面遮水工法はシート工法を原則とすること。

(ｵ) シート工法は、次の要件を備えたものであること。

a　遮水用シート材料は、合成ゴム系又は合成樹脂系とし、厚さは1.5㎜以上とすること。

b　遮水用シートは、風力及び紫外線等の耐候性があり、長寿命であること。また、埋立地の沈下量に応じた伸びがあり、シートに作用する引張強度に応じた張力があること。

c　遮水用シートの接合面は、重ね合せを十分にとり、引張り等に対して十分な強度を備えていること。

d　のり面が長大なる場合は、小段部で接合し、シートにかかる張力等の減少を図ること。

e　天端部での固定は、原則として、L字型に固定すること。

f　シート施工する地盤には、不等沈下がないこと。

g　シート施工面はシートの伸びを妨げる凹凸がないこと。必要により、土の張付、転圧等により施工面の成形を行うこと。

h　草木はすべて伐採、除根し、突起物がないようにすること。

i　産業廃棄物がシートと直接接触しない構造とし、シートが埋立廃棄物、埋立重機及び搬入車両等の荷重により破損しないようシート上部に50cm以上の良質土で保護工を施工すること。

イ　埋立地（地下の全面に不透水性地層があるものに限る。以下イにおいて同じ。）には、保有水等の埋立地からの浸出を防止するため、開口部を除き、次のいずれかの要件を備えた遮水工又はこれらと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。

(ｱ) 薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立地の周囲の地盤が、ルジオン値が１以下となるまで固化されていること。

(ｲ) 厚さが50cm以上であり、かつ、透水係数が毎秒10nm以下である壁が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。

(ｳ) 鋼矢板（他の鋼矢板と接続する部分からの保有水等の浸出を防止するための措置が講じられるものに限る。）が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。

(ｴ) ア(ｱ)から(ｳ)までに掲げる要件

（最終処分基準省令第２条第１項第４号(第１条第１項第５号ロ)）

(ｵ) 鋼矢板工法については、地下水の流向、流速及び年間を通じての地下水位を把握するとともに、次の要件を備えたものであること。

a　不透水層との接合部からの浸出液の流出を防止するために不透水層に１ｍ以上入れて施工すること。

b　止水壁は、土圧及び水圧に対して十分な強度を有するとともに地下水等による腐食防止工を施工すること。

⑷　地下水集排水設備

地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備を設けること。

（最終処分基準省令第２条第１項第４号(第１条第１項第５号ハ)）

⑸　浸出液集排水設備

ア　埋立地には、保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備(水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。）を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てるものについては、この限りでない。

（最終処分基準省令第２条第１項第４号(第１条第１項第５号ニ)）

イ　集排水設備は、浸出液が局部的にも滞水することがなく、速やかに集水できるとともに自然流下し得る勾配を有すること。

ウ　浸出水量等は、次式により算定すること。

(ｱ) 浸出水量の算定

Ｑ＝１／360・Ｃ・Ｉ・Ａ

Ｑ：平均浸出水量（㎥／sec）

Ｃ：浸出係数

Ｉ：日降水雨量（到達時間内の平均降水強度）（㎜）

Ａ：埋立地集水面積（ha）

(ｲ) 断面等の決定

Ｑ＝Ａ・Ｖ

Ｑ：流量（㎥／sec ）

Ａ：流水部の断面積（㎡）

Ｖ：平均流速（ｍ／sec ）

なお、$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$

ｎ：粗度係数

Ｒ：径深（Ａ／Ｐ）

Ｐ：潤辺長（ｍ）

ｉ：動水勾配

エ　埋立層が幾層にもなる場合は、集水と産業廃棄物の早期安定化を図るため中間層に集排水管及び縦型集排水管を設置すること。

オ　集水設備は、原則として栗石又は砕石等をフィルター層とする有孔管とし、集水管の最小管径は20㎝以上、配置間隔は20ｍ以下を標準とすること。

カ　集排水管は、埋立産業廃棄物等の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重及び浸出液等の化学作用に十分耐える材質、管厚を有すること。

キ　集排水管の敷設については、次の図の例によること。

図－１

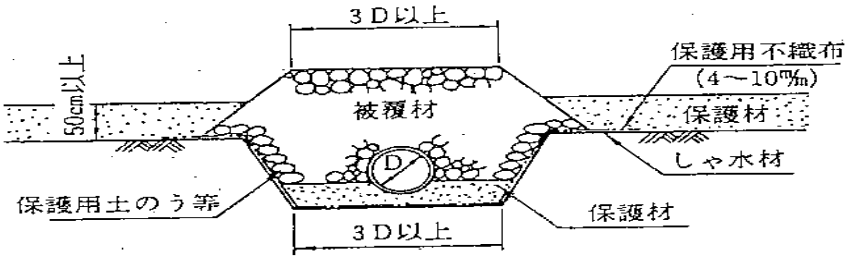

ク　遮水工にシート工法を用いる場合は、シートに栗石又は砕石等が直接接触しないよう、不織布、砂又は土のう等の保護工を施工すること。

ケ　浸出液集排水設備の下流部分に浸出液の採水設備を設けること。

⑹　調整池及び浸出液処理設備

ア　保有水等集排水設備により集められ、イに規定する浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場又はイただし書に規定する最終処分場にあっては、この限りでない。

イ　保有水等集排水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を、別表－１の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる排水基準（新潟県基準）及び法第15条第２項第７号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（以下「維持管理計画」という。）に放流水の水質について達成することとした数値（ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第２条第１項に規定するダイオキシン類をいう。）に関する数値を除く。）が定められている場合における当該数値（以下「排水基準等」という。）並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第２の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあっては、当該数値）に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた本文に規定する浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあっては、この限りでない。

（最終処分基準省令第２条第１項第４号（第１条第１項第５号ホ、ヘ）、一部新潟県基準）

ウ　浸出液水量は、次式により設計すること。

Ｑ＝１／1000・Ｃ・Ｉ・Ａ

Ｑ：平均浸出水量（㎥／日）

Ｃ：浸出係数

Ｉ：日降水雨量（㎜／日）

Ａ：埋立地集水面積（㎡）

エ　浸出液の設計水質は、埋め立てる産業廃棄物の性状等により決定すること。

オ　浸出液処理設備の計画及び設計に当たっては、次の事項について十分考慮すること。

(ｱ)　流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障のない構造とすること。

(ｲ)　浸出液又は処理水の流量計を設置すること。

(ｳ)　浸出液移送ポンプ、ばっ気装置等、その故障が処理に重大な支障をきたすおそれのある設備については、原則として予備設備が設置されていること。

カ　浸出液処理設備の高度処理や増設等のための用地が確保されていること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあっては、この限りでない。

キ　水処理設備から発生する汚泥を処理する汚泥処理設備が設けられていること。汚泥処理設備は、濃縮、貯留及び脱水設備等で構成し、計画処理汚泥量は、固形物の収支を計算した上で決定すること。

ク　処理水を放流するための放流先（河川等）が確保されており、放流先まで地下に浸透しない構造の水路があること。

⑺　凍結防止

⑹イに規定する浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管（以下「導水管等」という。）の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること。

（最終処分場基準省令第２条第１項第４号(第１条第１項第５号ト)）

⑻　ガス抜き設備

ア　腐敗物を含む産業廃棄物を埋め立てる場合は、埋立地から発生するガスを排除するためのガス抜き設備が設けられていること。

イ　ガス抜き管は、埋立産業廃棄物等の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重及び発生ガス等の化学作用に十分耐える材質、管厚を有し、原則として埋立地内の集排水設備に接続すること。

ウ　発生したガスは、周辺の生活環境に支障とならないよう必要な措置が講じられていること。

⑼　排水設備

切土のり面に湧水がある場合には、遮水工下面に集排水設備が設けられていること。

⑽　開渠その他の設備

ア　３⑷アの規定の例によること。

（最終処分基準省令第２条第１項第４号（第１条第１項第６号））

イ　３⑷イ及びウの規定を準用すること。

５　安定型最終処分場の個別基準

⑴　擁壁等

ア　埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。

(ｱ) 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

(ｲ) 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

イ　擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。

（最終処分基準省令第２条第１項第３号柱書き（第１条第１項第４号)、第２条第１項第３号ロ）

ウ　４⑴ウからキまでの規定を準用すること。

⑵　崩壊防止

４⑵の規定を準用すること。

⑶　浸透水集排水設備

浸透水集排水設備を設置する場合は、４⑷の規定を準用すること。

⑷　浸透水処理設備

浸透水処理設備を設置する場合に、放流水の水質が排水基準等を超え、又は超えるおそれのあるときは、４⑹の規定を準用すること。

⑸　浸透水の採取設備

埋め立てられた産業廃棄物への安定型産業廃棄物（施行令第６条第１項第３号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水（安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。)を埋立地から採取することができる設備が設けられていること。

（最終処分基準省令第２条第１項第３号ハ）

⑹　開渠その他の設備

３⑷の規定を準用すること。

様　式　1

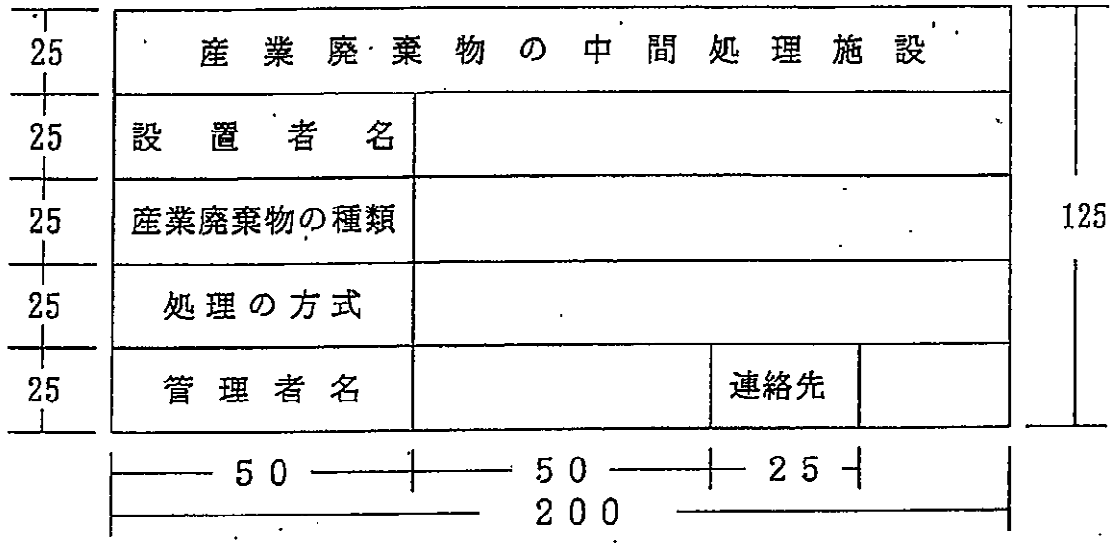

様　式　2

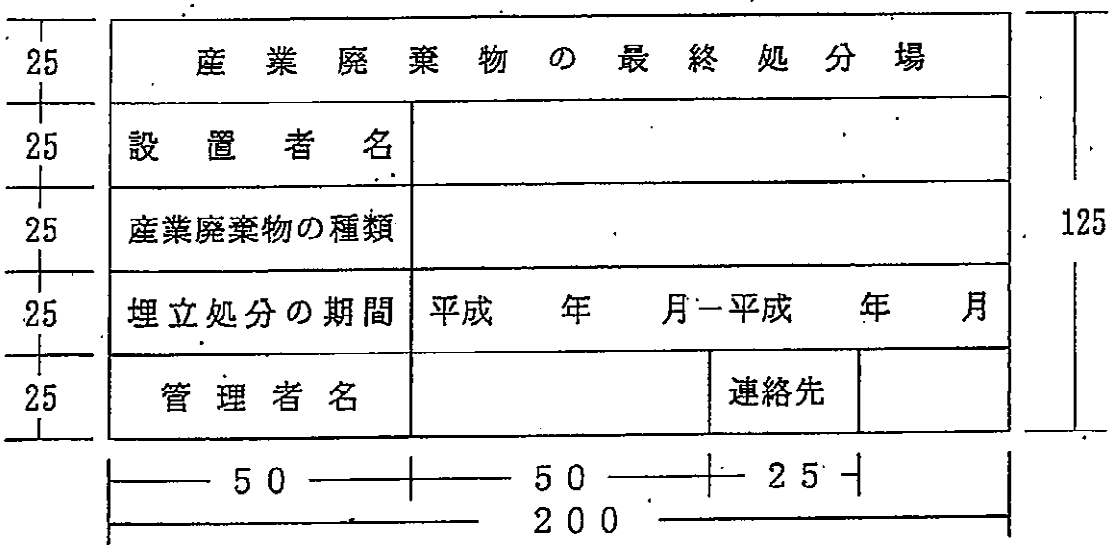

注　1　寸法の単位は、ｃｍとする。
　　2　材質は耐水性のもので、強度が十分であること。
　　3　塗装は、下地を白色、文字を黒色とすること。

別表－１　　放流水の排水基準

項　　目		排　水　基　準	備　　考
健康項目	(1) アルキル水銀化合物	検出されないこと（注１）	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(2) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(3) カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(4) 鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(5) 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）に限る。）	1mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(6) 六価クロム化合物	0.5mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(7) 砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(8) シアン化合物	1mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(9) ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(10) トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(11) テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(12) ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(13) 四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(14) １，２－ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(15) １，１－ジクロロエチレン	1mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一
	(16) シス－１，２－ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(17) １，１，１－トリクロロエタン	3mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(18) １，１，２－トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(19) １，３－ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(20) チウラム	0.06mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(21) シマジン	0.03mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(22) チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令
	(23) ベンゼン	0.1mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一排水基準省令

健康項目	(24) セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(25) 1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一
	(26) ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 50mg/ℓ以下（当分の間） 海域に排出されるもの　230mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(27) ふつ素及びその化合物	15mg/ℓ以下（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用）	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(28) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの（当分の間） 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
一般項目	(1) 水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6 海域に排出されるもの　5.0～9.0	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(2) 生物化学的酸素要求量（注３）	60mg/ℓ以下 ただし、以下の産業廃棄物処理施設は、新潟県排水基準条例の基準によること。 ・令第７条第１号、第３号から第６号まで、第８号又は第11号に掲げる施設 ・令第７条第12号から第13号までに掲げる施設	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令 新潟県排水基準条例
	(3) 化学的酸素要求量（注３）	90mg/ℓ以下 ただし、以下の産業廃棄物処理施設は、新潟県排水基準条例の基準によること。 ・令第７条第１号、第３号から第６号まで、第８号又は第11号に掲げる施設 ・令第７条第12号から第13号までに掲げる施設	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令 新潟県排水基準条例
	(4) 浮遊物質量	60mg/ℓ以下 ただし、以下の産業廃棄物処理施設は、新潟県排水基準条例の基準によること。 ・令第７条第１号、第３号から第６号まで、第８号又は第11号に掲げる施設 ・令第７条第12号から第13号までに掲げる施設	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令 新潟県排水基準条例
特殊項目	(1) ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(3) フェノール類含有量	5mg/ℓ以下 ただし、以下の産業廃棄物処理施設は、新潟県排水基準条例の基準によること。 ・令第７条第１号、第３号から第６号まで、第８号又は第11号に掲げる施設 ・令第７条第12号から第13号までに掲げる施設	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令 新潟県排水基準条例
	(4) 銅含有量	3mg/ℓ以下 ただし、以下の産業廃棄物処理施設は、新潟県排水基準条例の基準によること。 ・令第７条第１号、第３号から第６号まで、第８号又は第11号に掲げる施設 ・令第７条第12号から第13号までに掲げる施設	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令 新潟県排水基準条例

特殊項目	(5) 亜鉛含有量	2mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(6) 溶解性鉄含有量	10mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(7) 溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(8) クロム含有量	2mg/ℓ以下	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(9) 大腸菌群数（注６）	日間平均3,000個/㎤以下（注２）	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(10) 窒素含有量（注４）	120mg（日間平均60mg）/ℓ以下（注２）	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令
	(11) 燐含有量（注５）	16mg（日間平均8mg）/ℓ以下（注２）	最終処分基準省令別表第一 排水基準省令

備　考

- 「令」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
- 「最終処分基準省令」：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第１号）
- 「排水基準省令」：排水基準を定める省令（昭和46年６月21日・総令第35号）
- 「新潟県排水基準条例」：新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年10月25日新潟県条例第46号）

注　1　「検出されないこと」とは、基準省令第３条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2　「日間平均」による排水基準値は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3　海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき９，０００ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

5　燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

6　排水処理設備を設置していない中間処理施設及び浸出液処理設備を設置していない最終処分場には、適用しない。

別表－２　　切土に対する標準のり面勾配

地山の土質		切土高	勾　　配
硬　　岩			1:0.3～1:0.8
軟　　岩			1:0.5～1:1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5～
砂　質　土	密実なもの	5m以下	1:0.8～1:1.0
		5～10m	1:1.0～1:1.2
	密実でないもの	5m以下	1:1.0～1:1.2
		5～10m	1:1.2～1:1.5
砂利または岩塊まじり砂質土	密実なもの、または粒度分布の良いもの	10m以下	1:0.8～1:1.0
		10～15m	1:1.0～1:1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m以下	1:1.0～1:1.2
		10～15m	1:1.2～1:1.5
粘　性　土		10m以下	1:0.8～1:1.2
岩塊または玉石まじりの粘性土		5m以下	1:1.0～1:1.2
		5～10m	1:1.2～1:1.5

注）①土質構成などにより単一勾配としないときは、切土高及び勾配の考え方は下図のようにする。

- 勾配は小段を含めない。
- 勾配に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。

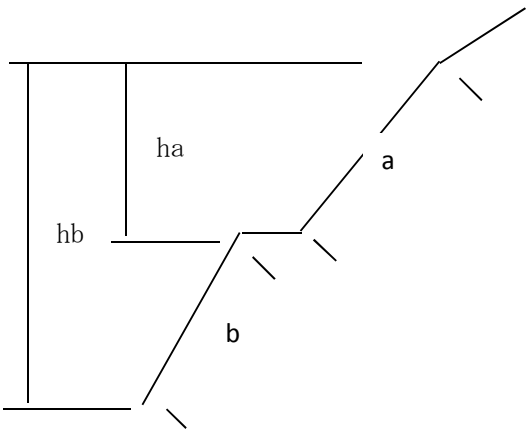

ha：aのり面に対する切土高
hb：bのり面に対する切土高

②シルトは粘性土に入れる。

③上表以外の土質は別途考慮する。